



# 公益法人制度改革!!

～ 法人会はどう対応すべきか～

## 1. 今、なぜ、公益法人制度改革なのか。

今の制度は明治29年に出来ました。100年以上を経て、制度疲労がおきています。制度を悪用する団体も出てきました。これからの時代に合った制度に変えていこうとするのが今回の制度改革の目的です。

### 現行制度はどうなっているのか。

民法34条に基づく主務官庁制

- ①民法34条に基づき、主務官庁の許可を得て設立（公益に関する社団にして営利を目的とせざるもの）
- ②主務官庁の指導・監督、所掌に関わる事業の実施
- ③優遇措置（税の減免等）

※法人会の主務官庁は国税庁（国税局）であり、その指導監督を受けている（税に係る事業の実施、適正な組織運営、他の税務関係団体との棲み分け、1税務署1法人会等）。

### 現行制度の問題点

- ①主務官庁制の弊害
  - i 主務官庁の裁量の幅が大きく、法人設立が簡便でない
  - ii 公益性の判断基準が不明
  - iii 各事業分野ごとの主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑
  - iv ガバナンス（法人の管理運営のありかた）に問題
  - v 情報開示が不十分
  - vi 公益性を失った法人が公益法人として存続し続ける
- ②明治29年の民法制定（公益法人制度の始まり）以来、抜本的見直し
- ③民間非営利活動を、社会経済システムの中で積極的に位置づけ、その活動の健全な発展を促進すべき

## 2. 法人会は、どうすればよいか

法人会は、民間における税のオピニオンリーダーであることを誇りにしてきました。これまでの歴史、伝統を踏まえ、更に社会への貢献を充実するため、引き続き「公益法人」となって、税を中心とした公益的な事業を優先して行うこととしています。

### 手続き的に言えば…

- 1) 現在の公益法人は全て、平成25年11月30日までに、新しい制度に則った組織に移行することが必要（それをしなければ、解散させられ、その公益法人が有する財産は国や他の公益法人に寄付することとなる）
- 2) 新しい制度に則った組織とするためには、総会決議による定款変更を行い、法令が要請する理事会等の機関設置や運営の取り決めを行うことが必要（ほぼ会社法と同レベルの要請がされている）
- 3) 新しい組織となった後も「公益事業を優先して行う」のであれば、行政庁（総理大臣または都道府県知事）の認定を受けて「公益法人〇〇法人会」となることが出来る。この場合には、上記2)の要請に加えて、どのように公益事業を行うか等、所要の要件をクリアすることが必要となる。
- 4) 現在の公益法人は、「一般法人」ととどまるか、「公益法人」を目指すのかを決め、それぞれの場合に必要な申請手続きを行うことになる。
- 5) 申請先は、行政庁（総理大臣または都道府県知事）であり、申請内容が適正かどうかを判定し、認定等が行われる。また、その後においても行政庁の監督を受けることになる。

第2回目は、9月号に掲載致します。